60094

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　６年　４月　１日　至　令和　７年　３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　てらい内科クリニック

① □ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

② □ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③ □ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県山陽小野田市桜１丁目１番５号

(3) 設立認可年月日　　平成１９年　２月１５日

(4) 設立登記年月日　　平成１９年　３月１２日

(5) 役員

	氏　　名	備　　考
理事長	寺井　佳子	診療所管理者
理　事	荒木　和代	
同	寺井　展子	
同	寺井　智果子	
監　事	石川　剛	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 てらい内科クリニック	３５１１６１００８５	山口県山陽小野田市 桜１丁目１番５号	一般病床　０床 療養病床　０床 [医療保険 ０床] [介護保険 ０床]

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和　６年　５月２９日　　令和５年度決算の決定

令和　７年　３月２９日　　令和７年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　　理事及び監事の任期満了に伴う選任の決定

様式２

法人名　医療法人　てらい内科クリニック
所在地　山口県山陽小野田市桜１丁目１番５号

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（令和 7年 3月31日現在）

１．資　産　額	367,933	千円
２．負　債　額	9,941	千円
３．純　資　産　額	357,992	千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		309,531
Ｂ　固　定　資　産		58,401
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	367,933
Ｄ　負　債　合　計		9,941
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	357,992

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人　てらい内科クリニック
所在地　山口県山陽小野田市桜１丁目１番５号

※医療法人整理番号						

貸　借　対　照　表

（令和 7年 3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	309,531	Ⅰ 流動負債	8,354
Ⅱ 固定資産	58,401	Ⅱ 固定負債	1,587
1 有形固定資産	12,459	負債合計	9,941
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	45,942	科目	金額
		Ⅰ 出資金	9,000
		Ⅱ 積立金	348,992
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	357,992
資産合計	367,933	負債・純資産合計	367,933

様式４－２

法人名　医療法人　てらい内科クリニック
所在地　山口県山陽小野田市桜１丁目１番５号

※医療法人整理番号						

損　益　計　算　書

（自　令和 6年 4月 1日　至　令和 7年 3月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　事　業　損　益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事　業　収　益	274,636
２　事　業　費　用	271,332
本来業務事業利益	3,304
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事　業　収　益	0
２　事　業　費　用	0
附帯業務事業利益	0
事　業　利　益	3,304
Ⅱ　事業外収益	523
Ⅲ　事業外費用	0
経　常　利　益	3,827
Ⅳ　特　別　利　益	99
Ⅴ　特　別　損　失	0
税引前当期純利益	3,927
法人税等	641
当期純利益	3,285

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人てらい内科クリニック
理事長　寺井　佳子　　殿

私は、医療法人てらい内科クリニックの令和６年会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和　７年　５月２８日
医療法人てらい内科クリニック
監事　石川　剛